平成２５年（フ）第２１１１号
東京都荒川区西日暮里２丁目47―５―301
債務者　小田原美帆
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１１２号
東京都世田谷区中町４丁目５―10　三橋方101
債務者　杉崎　　健
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１１４号
東京都世田谷区太子堂５丁目17―４―203
債務者　小野寺秀幸
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１１５号
東京都杉並区宮前２―15―２―101　佐藤方、住民票上の住所福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字宮脇50
債務者　金子　友香（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１２０号
東京都調布市下石原３丁目10―１―108
債務者　染谷　裕興
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１２２号
千葉県市川市鬼越１丁目23―８―201
債務者　伊達　秀雄
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１２３号
東京都渋谷区広尾５丁目７―３―1208
債務者　横沢　幸子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１２４号
東京都世田谷区北烏山６丁目30―18―102
債務者　牧瀬　　学
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１２６号
千葉県千葉市若葉区みつわ台４丁目１―８―402
債務者　松田　秀人
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１３３号
東京都昭島市玉川町３丁目12―８―201
債務者　岡部　　茂
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１３８号
東京都東久留米市幸町１丁目９―７―502
債務者　鈴木　典子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１３９号
東京都三鷹市野崎１丁目８―16―203
債務者　河野　久子
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１４１号
東京都江戸川区東葛西８丁目３―30―105
債務者　中里すゞこ
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１４２号
東京都大田区東矢口３丁目31―４―102
債務者　佐藤はる江
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１４５号
東京都新宿区下落合１丁目４―３―301
債務者　栗原亜由美
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１４８号
東京都東久留米市中央町１丁目13―10
債務者　桑原　和也
1　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部